



2022年4月から在職老齢年金が改定されました。
その内容について教えてください。



2022年3月以前の65歳未満の方の在職老齢年金は、

- ①老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額との合計が「28万円」以下の場合は年金額の支給停止はありません、一方
- ②老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額との合計が「28万円」を超える場合は年金額の全部または一部について支給停止は行われます。

2022年4月以降から

- ①老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額との合計が「47万円」以下の場合は年金額の支給停止はありません。一方
- ②老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額との合計が「47万円」を超える場合は年金額の全部または一部について支給停止されることになりました。



基本月額と総報酬月額相当額について教えてください



基本月額とは

加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生年金の月額

総報酬月額相当額とは

$(\text{その月の標準報酬月額}) + (\text{その月以前の1年間の標準賞与額の合計}) \div 12$

これで2022年3月以前と2022年4月以降の改定内容を次頁以降に説明します。



2022年年3月以前の65歳未満の方の在職老齢年金について教えてください。



支給パターンは5種類あります。

1

基本月額と総報酬月額相当額の合計が28万円以下の場合

支給年金月額の支給停止はありません

事例：基本月額＝10万円、総報酬月額相当額＝15万円

10万円＋15万円＝25万円。「28万円」を以下なので

10万円の支給年金月額は全額支給されます。

2

基本月額が28万円以下。総報酬月額相当額が47万円以下の場合

支給年金月額

＝基本月額－(総報酬月額相当額＋基本月額－28万円)÷2

事例：「基本月額」＝10万円。総報酬月額相当額＝26万円、

10万円－((26万円＋10万円－28万円)÷2)＝6万円支給されます。

3

基本月額が28万円以下。総報酬月額相当額が47万円超の場合

支給年金月額

=基本月額 - (47万円 + 基本月額 - 28万円) ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)

事例：「基本月額」=25万円。総報酬月額相当額=48万円、

(47万円 + 25万円 - 28万円) ÷ 2 + (48万円 - 47万円) = 23万円支給されます。

4

基本月額が28万円超。総報酬月額相当額が47万円以下の場合

支給年金月額

=基本月額 - 総報酬月額相当額 ÷ 2

事例：「基本月額」=30万円。総報酬月額相当額=40万円

30万円 - 40万円 ÷ 2 = 10万円支給されます。

5

基本月額が28万円超。総報酬月額相当額が47万円超の場合

支給年金月額

=基本月額 - (48万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 47万円))

事例：「基本月額」=30万円。総報酬月額相当額=50万円

30万円 - (48万円 ÷ 2 + (50万円 - 47万円)) = 3万円支給されます。



2022年4月以後の改定内容は



基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下のとき
年金は全額支給されます。



基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超える場合は？

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超える場合
支給年金月額

=基本月額 - (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 47万円) ÷ 2

事例：「基本月額」=20万円。総報酬月額相当額=28万円、

20万円 - (20万円 + 28万円 - 47万円) ÷ 2 = 19.5万円支給されます。